

メンバーの皆様へ

※2015年10月発行済の[サーキュラー-L.260](#)も合わせてご参照ください。

E-TITLE の所有者変更

本サーキュラーでは、国際 P&I グループ (IG) が以前に承認した電子商取引システム E-TITLE について、以下のとおりご案内します。

1. E-TITLE 電子商取引システムとその法的枠組みの所有権が、ソフトウェア技術企業の R3 に変更されたこと
2. E-TITLE 電子商取引システムの商号が Corda eBL に変更されたこと
3. Corda eBL によるソフトウェアの機能について

Corda eBL

Corda eBL はソフトウェア開発キット (SDK) であり、船荷証券 (BL) の所有権移転と譲渡という機能を促進する仕組みを提供します。Corda eBL は、船会社、金融サービス企業、物流業者および貿易業者が運営している既存のウェブポータルサービスの一部を補完するために作成されました。

Corda eBL SDK は法的な枠組みに従い、eBL を紙に戻す必要のない peer to peer の転送を支えています。電子転送のプロセスは紙の船荷証券のワークフローと同様です。詳細は、[R3 のウェブサイト](#)をご覧ください。

R3 は、国際的な銀行や商社の大規模なコンソーシアムを代表するソフトウェア企業です。

Corda eBL User Agreement version 1.2 の承認

Corda eBL の使用および運用に関連する法的文書「Corda eBL User Agreement (version 1.2)」は、IG が審査し、承認したものです。Corda eBL (旧 E-TITLE electronic trading system) は、E-TITLE に代わって承認された電子商取引システムとなり、Corda eBL User Agreement (version 1.2)が、これまでの E-TITLE User Agreement に置き換わるものとなります。

2021年9月24日以降、E-TITLE は承認された事業者から除外されます

R3 の認可を受けた Application Service Provider (ASP) と契約されるメンバーの皆様は、デューデリジェンスの一環として、ASP が P&I 以外のリスクに対する賠償責任保険を手配しているか確認することを推奨します。

その他のカバー除外規定の適用

貨物の輸送に関するその他の保険カバー除外の規定は、IG のルールにおいて、承認された全ての電子商取引システムに対し紙の船荷証券と同様に適用されます。この除外規定の対象には、運送契約に定められた港/場所以外での貨物の荷揚げ、電子文書/記録の後日付/先日付の発行/作成、譲渡可能な電子文書/記録の提示を受けない積荷の引き渡しなどがあります。承認された電子商取引システムの場合には、同システムの規則に従わない積荷の引き渡しによって生じた責任はカバーから除外されます。

尚、国際 P&I グループの全てのクラブが同内容のサーキュラーを発行しています。

※本記事の英語原文は以下リンクをご参照ください。

<https://www.steamshipmutual.com/Downloads/Circulars-London/L.381.pdf>